



全事業(中小企業も対象)義務化！

理不尽な迷惑行為から社員を守る「カスハラ対策セミナー」

主催（一社）大田労働基準協会
（一社）三田労働基準協会他

令和 8 年 10 月 1 日から、改正労働施策総合推進法が施行され、顧客や取引先の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)から従業員を守るための措置を講ずることがすべての企業に義務づけられました。ただ、一方で・「どこからカスハラかわからない?」・「実情は担当者に対応を任せきりにしている!」・「法律が変わるけど、まず何から始めればいい?」といった声がきかれるのも実情です。カスハラは、従業員に精神的、身体的負担を強いる不当な顧客行為で、メンタル不調を引き起こしたり、離職に至るケースも見られるところです。

従業員の安全と企業の健全な運営を両立させるためには、カスハラ対策の正しい理解と対応がなによりも必須と言えます。

事業者として安全配慮義務を果たすためのポイントを押さえて、ハラスメント対策の著書もある元労働基準監督署長の特定社会保険労務士がわかりやすく解説します。

- 1 日時 2027 年 2 月 9 日（火）13 時 30 分～16 時 30 分（受付 13 時 15 分～）
- 2 講師 森井 博子氏（労働局・労基署における長い実務経験を有する特定社会保険労務士）
- 3 内容 **本セミナーで分かること**

- ・何が変わる?改正法の重要ポイント
- ・境界線はどこ?正統な「クレーム」と「カスハラ」の見極め方（*カスハラ判断基準）
- ・具体策は?安全配慮義務を果たすため実務上の組織対応と現場の対策（*カスハラ対策・自社診断チェックリスト等を示して解説）



～以上を改正労働施策総合推進法・指針・条例・独禁法・下請法(事業者間BtoBカスハラ等)・フリーランス法・裁判例・問題事例等を示しながら解説～

- 4 定員 80 名（先着順）
- 5 会場 大田区民ホール・アプリコ 小ホール（裏面案内図参照）
- 6 受講料 会員 7,700 円（消費税込） 会員以外の方 9,900 円（消費税込）
- 7 申込方法等

（1） 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③貴事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦受講者の氏名、フリガナ を記載例のように記入してください。

